明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一八五）　一

省　令

○厚生労働省令第百八十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～九十　（略）	一～九十　（略）
九十一　（略）	九十一　Ｎ・Ｎ－ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
九十二　一－（ジエチルアミノ）エチル－二－（四－イソプロポキシベンジル）－五－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（新設）
九十三　（略）	九十二　三－ジエチルアミノ－二・二－ジメチルプロピル＝四－アミノベンゾアート及びその塩類
九十四～二百三十一　（略）	九十三～二百三十　（略）
二百三十二　（略）	二百三十一　メチル＝三－（三・四－ジクロロフェニル）－八－メチル－八－アザビシクロ［三・二・一］オクタン－二－カルボキシラート及びその塩類